

京都市告示第255号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成30年8月14日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人今村眼科クリニック	右京区嵯峨中通町13番地36 ロイヤルコート嵯峨1階	平成30年7月2日
河内眼科	伏見区桃山町山ノ下32 MOMOテラス2階	平成30年7月1日
うさぎ堂薬局	左京区下鴨萩ケ垣内町27番地9	平成30年7月1日
スギ薬局 北山店	左京区松ヶ崎今海道町4番地1	平成30年8月1日
なでしこ薬局	伏見区桃山町丹後5番地6 ハイツすぎさ2番館1F	平成30年8月1日
訪問看護ステーションかがやき	上京区河原町通荒神口上る西入東桜町44番地	平成30年10月1日
訪問看護ステーションそるあ	左京区岩倉花園町493 花園マンション105号	平成30年4月26日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)